

研修部

1 はじめに

研修部では、法務行政に関する実務的研究を行うほか、本所の研修第一部、研修第二部及び研修第三部並びに全国7か所の支所において、検察庁、法務局及び保護局の関係職員を対象とする各種の研修を行っています。

2 本所（研修各部）及び支所の取組

（1）研修第一部

研修第一部では、法務省の所管する諸問題について研究する法務実務家研究を実施しています。また、検事を対象に、経験年数等に応じて、以下の研修を実施しています。

ア 新任検事研修

新たに任官した検事を対象とし、検察の使命と役割及び検察の理念を理解させ、検事としての基礎的知識・能力を習得させるとともに、広い視野と識見を養うための基礎的啓発を行うことを目的としています。

イ 検事一般研修

任官後おおむね3年前後の検事を対象とし、検察の使命と役割及び検察の理念を改めて確認させるとともに、捜査・公判等検察実務に関する基礎的な知識・技能を修得させることを目的としています。

ウ 検事専門研修

任官後おおむね7年ないし10年の経験を有する検事を対象とし、検察の使命と役割及び検察の理念を改めて確認させるとともに、中堅検事として必要な捜査・処理及び公判運営に関する専門的知識・技能を修得させることを目的としています。

新任検事

新任明け

おおむね
3年前後

おおむね
7～10年

若手
検事

シニア
検事

(2) 研修第二部

研修第二部では、副検事、検察事務官、保護観察官及び社会復帰調整官等を対象に職員の役職や経験年数等に応じた各種研修を実施しています。

例としては以下のような研修を実施しています。

ア 副検事第1次研修（新任副検事実務教育）

新たに任官した副検事全員を対象とし、検察の理念を再確認等させるとともに、副検事として必要な基礎的知識・技能を習得させることを目的としています。

イ 検察事務官高等科研修

検察事務官専修科研修を修了した者のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、将来の幹部検察事務官育成のため、高度の知識及び技能を修得させ、管理・指導能力の育成を図るとともに、捜査・公判部門、事務局部門、検務部門、企画調査部門に関する能力と素養をかん養し、かつ、人格識見の向上を図ることを目的としています。

ウ 保護観察官専修科研修

原則として、保護観察官中等科研修修了後1年以上を経過し、保護局長が定める実務訓練を受けた者のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、職務の遂行に必要な保護行政、関係諸科学等についての基礎的な知識及び技術を修得させ、実務能力の向上を図ることを目的としています。

エ 社会復帰調整官初任研修

新任の社会復帰調整官のうちから選定された者を対象とし、職務の遂行に必要な心神喪失者等医療観察制度、司法精神保健福祉、司法精神医学等についての基礎的な知識及び技能を修得させることを目的としています。

(3) 研修第三部

研修第三部では、全国の法務局及び地方法務局の職員を対象に、その役職や職務内容に応じた研修を実施しています。

例としては以下のような研修を実施しています。

ア 法務局・地方法務局職員管理科研修

法務局・地方法務局の課長級の職員を対象とし、その職務の遂行に必要な管理能力を修得させることを目的としています。

イ 法務局・地方法務局職員登記専攻科研修

法務局・地方法務局の登記部門における指導的職員を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させるとともに、その社会的識見をかん養することを目的としています。

ウ 法務局・地方法務局職員高等科研修

将来、法務局・地方法務局の幹部職員となり得る者を対象とし、高度の法律知識及び法律的素養を修得させるとともに、その社会的識見をかん養することを目的としています。

(4) 支所

支所では、検察庁及び法務局の関係職員のうち、新規採用者、若手職員、中堅職員等を対象に初等科研修、中等科研修、専修科研修等を実施しています。

3 おわりに

研修各部においては、一層多様化・複雑化する業務に的確に対応できる職員を育成することを目指し、効果的・効率的な研修を企画して実施するとともに、各分野の実務に即した実践的な研究、研修の強化を図っています。